資料２

愛知県外来医療計画に係る医療機器の共同利用について

１　概要

本県では、国が示す「外来医療に係る医療供給体制の確保に関するガイドライン」に基づき、令和２年３月に外来医療計画を策定（令和６年３月改訂）し、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等の情報を提供するとともに、共同利用を推進するためのプロセスを策定し、医療機器の効率的な活用に係る取組を推進することとしています。

この取組により、医療機関が対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し、所管の保健所へ提出していただく必要があります。

本取り扱いは令和３年４月１日から開始されており、令和８年１月１日から令和８年６月30日までに、５件の「共同利用計画」の提出がありました。

＜対象医療機器＞

ＣＴ、ＭＲＩ、ＰＥＴ、放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィ

＜対象者＞

上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所（歯科を除く）

２　共同利用計画の提出のあった医療機関

医療機関名	所在地	対象機器	設置日	共同利用	共同利用の方法	理由（共同利用を行わない場合）
作塚杉浦クリニック	碧南市	MRI（1.5テスラ以上3テスラ未満）	R8.3.9	行わない	―	人員の状況により、共同利用が困難なため
医療法人ARBORES こんどう整形外科	刈谷市	MRI（1.5テスラ以上3テスラ未満）	R8.3.15	行う	連携先の病院又は診療所からの患者の受入、画像情報及び画像診断情報の提供	―
刈谷豊田総合病院	刈谷市	マルチスライスCT（64列以上）	R8.2.8	―		
刈谷豊田総合病院	刈谷市	その他のCT	R8.3.7	―		
刈谷豊田総合病院	刈谷市	マンモグラフィ	R8.3.19	―	―	―

地域医療支援病院のため記載不要